

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

佐賀厚生年金 事案 1108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月21日から同年6月1日まで

昭和49年6月にB社の関連会社であるA社から、B社の関連会社であるC社に異動したが、同年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年5月21日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和49年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人は、同年6月1日まで、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有するものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているものの、C社が保管する申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届通知書において、申立人の同資格喪失日が昭和49年5月21日であることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金

保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月26日から45年1月1日まで

昭和41年7月にA社にC職種として入社し、43年4月からD職種として厚生年金保険に加入した。その後、平成10年11月末まで継続して勤務したにもかかわらず、同社E事業所から同社B事業所に異動した時期が未加入期間となっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る社員カード、同社からの回答書、雇用保険の記録及びF健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社E事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の社員カードの異動履歴欄に昭和44年12月25日付けでA社B事業所に異動となっていることから、同社B事業所の資格取得日を同社E事業所の資格喪失日と同日の同年12月26日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いて、A社は、申立てどおりの資格取得に関する届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

佐賀国民年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から55年6月まで
昭和53年8月頃、父がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。
申立期間の国民年金保険料は納付したと父から聞いているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直前の任意加入者の加入記録により、昭和58年4月頃に払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人には国民年金加入期間において未納期間がある上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から55年4月まで
20歳のとき、大学在学中であったが、父が、障害が残るようなけがをしたら大変と思い、私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを父から聞いていた。
父は既に亡くなっているが、国民年金保険料は、父が母の分と自分の分を一緒に納付してくれていたと思う。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の被保険者の加入年月日により、昭和61年10月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の父は、既に亡くなっているため供述を得ることができず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿における申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和61年9月3日とされており、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることはなく、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 526

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年1月まで
昭和49年10月に会社を退職後、A町（現在は、B市）役場で国民健康保険の加入手続をしたとき、国民年金の加入を勧められ再加入手続を行った。国民年金保険料は、役場の職員から一括納付しなくてもよいが必ず支払うように説明され、納付した記憶がある。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿、納付状況連絡票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和47年11月1日に国民年金の資格を喪失し、58年1月1日に同資格を再取得していることが記録されており、申立期間は未加入期間であることが確認できる上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時国民年金の加入を勧められ、保険料を納付したと申し立てているが、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付額について覚えておらず、納付状況が不明である上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は、39か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、A市のB事業所で勤務していたときに国民年金に加入して国民年金保険料は毎月納付し、確定申告の際、社会保険料控除として税務署に申告をしていた。

国民年金保険料はきちんと納付していたことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同記号番号は平成元年7月に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、62年4月から平成元年3月までの期間は過年度納付により、元年4月から2年3月までの期間は現年度納付により国民年金保険料の納付が可能な期間であるが、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額について覚えておらず、納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、48か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び同年5月、44年2月から同年4月までの期間、45年12月から47年3月までの期間並びに同年10月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月及び同年5月
② 昭和44年2月から同年4月まで
③ 昭和45年12月から47年3月まで
④ 昭和47年10月から49年9月まで

20歳のときに母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。

結婚後はB市に住んでいたが、昭和49年3月にA市に転居した時、夫が私の国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を分割で納付した。

申立期間が未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直後の任意加入者の加入記録により、昭和47年11月に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①及び②については、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間③については、過年度納付が可能であるが、申立人は、遡って国民年金保険料を納付したとは申し立てていない。

さらに、申立期間④について、申立人は、その夫が国民年金の住所変更手続きを行い、保険料を分割で納付したと供述しているところ、申立人が所持する年金手帳及びA市の被保険者名簿により、国民年金の住所変更手続きは昭和51年8月29日に行われていることが確認でき、同年8月29日と同年12月15日に、

49年10月から51年3月までの国民年金保険料が過年度納付されているが、同年12月15日において申立期間④に係る国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は、45か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1110 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月頃から 45 年 9 月頃まで
② 昭和 53 年 2 月頃から 55 年 12 月 1 日まで

A事業所(現在は、B事業所)の申立てについて、平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は必要でない旨の通知があったが、今回、改めて私の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入について知っている申立期間当時の上司二人、同僚二人、女性事務員一人を思い出したので、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、同事業所における雇用保険の加入記録が確認できないこと、及び同事業所の現在の社長から申立人が厚生年金保険に加入していた旨の証言が得られなかったことなどを理由として、当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにおいて、自らの勤務状況や厚生年金保険の加入について知っている申立期間当時の上司二人、同僚二人及び女性事務員一人を思い出したと申し立てている。

しかしながら、上記の上司二人は、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと思う、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない旨の供述をしている。

また、上記の同僚二人のうち一人は、自身は昭和 43 年頃から少なくとも 3 年はA事業所で勤務した旨の供述をしているところ、当該同僚の同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は 46 年 5 月 25 日であることが確認

できることから、同事業所では従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、同僚のもう一人については、申立人は姓のみしか記憶しておらず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の加入記録のある同姓の者が一人確認できるが、この者は既に死亡しているため供述を得ることができない。

さらに、上記の女性事務員は、申立期間①において申立人が勤務していたという記憶は無く、申立期間②においては勤務していたが、年金事務所に記録が残っていなければ厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている。

これらを踏まえると、申立人の再申立てに係る主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年4月1日まで
叔父の紹介で、A社B事業所に勤務し、C学校に通いながら、昭和25年4月から勤務をした。職場に隣接する宿舎に寝泊まりし、C学校に通う時間帯（17時頃から20時頃まで）以外は、兄と一緒に勤務した。兄は、昭和24年5月から厚生年金保険に加入している記録がある。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の元事業主が保管している申立人の失業保険被保険者離職票により、申立人が、昭和27年1月3日から同年8月31日までの期間、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記事業所の元事業主が保管している失業保険に係る離職票受払簿において、申立期間の一部を含む昭和27年9月23日から28年9月30日までの期間に氏名の記載がある者4人のうちの3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無いことから、当時、全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、上記事業所の元事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、上記事業所の離職票で確認できる申立人のA社B事業所の在籍期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、4人確認できるが、この中に申立人は含まれていない。

さらに、上記事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に同社の記載は確認できない。

さらに、上記事業所の元事業主は申立期間に係る賃金台帳を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る給与明細書を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 6 月頃まで

A社B事業所における昭和 28 年 11 月 1 日から 30 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が見付かった。昭和 30 年 4 月から同社のC事業所に異動して働いたが、厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に異動した同僚も数人覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚 10 人ほどと一緒にA社のB事業所から同社のC事業所に異動したと主張しているところ、申立人が記憶している同僚 4 人のうちの 1 人が、申立人と一緒にC事業所に異動し勤務したことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社のC事業所において勤務したことは推認できる。

しかしながら、A社D支店は、同社の資料に昭和 29 年からC事業所の記録が残っているものの、別資料の事業所一覧にはB事業所の記載はあるが、C事業所については記載が無い旨を回答しているところ、事業所番号等索引簿の「E」行において、A社のC事業所とみられる事業所名称も見当たらないため、同社C事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記の同僚 4 人及びA社B事業所から同社のC事業所に異動したと供述している別の同僚 3 人の計 7 人のうちの 2 人は、申立人と同様に昭和 30 年 4 月 1 日にB事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、ほかの 5 人は 30 年 4 月から 6 月にかけて同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、これらの者から、申立期間の厚

生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社は、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 頃 から 47 年 9 月 1 日 まで

A社を昭和 46 年 8 月 9 日に退職した後、B社C事業所に勤務した。その後、時期は覚えていないが、同社本社に異動し、勤務を継続したにもかかわらず、同社C事業所に勤務した期間の厚生年金保険が未加入となっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社C事業所に勤務したと申し立てている。

しかしながら、B社C事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であることを示す記録が見当たらない上、B社（昭和 49 年 9 月 18 日付けでD社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 47 年 9 月 1 日資格取得、48 年 10 月 1 日喪失と記載されている。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、D社において、昭和 47 年 9 月 1 日に雇用保険の資格を取得し、48 年 9 月 30 日に離職しており、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できず、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、昭和 46 年 2 月頃からB社C事業所に勤務し、その後、同社本社勤務になったと供述する同僚のD社に係る厚生年金保険の資格取得日が 49 年 11 月 1 日であることが確認できることから、同社では、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が残っていない上、申立人も申

立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年10月1日まで

昭和25年3月に高校を卒業し、同年4月、A社B事業所に就職した。進学のため、26年9月末で、同社を退職したが、国（厚生労働省）の記録によると、同社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所で勤務していた内容を具体的に記憶しており、また、同僚の一人が申立人の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社B事業所の同僚二人の姓を記憶しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間及び申立期間以前に、当該二人の姓は、それぞれ3人及び11人いることが確認できるが、そのうち所在が確認できた一人は、申立人のことを覚えていないと回答しており、残りの13人は所在を確認することができず、供述を得ることができない。

また、A社B事業所にC職種として勤務していた複数の同僚が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、入社日の約2か月から3年後に資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和24年1月1日から26年10月1日までの期間に同社に係る被保険者資格を取得した者が記載されている箇所に申立人の記録は見当た

らず、申立期間において整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、「D」として、最初の資格取得年月日が昭和27年6月1日、事業所名がE事業所と記載されており、また、オンライン記録によると、これ以前に、申立人に対し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されたことを示す記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。